

A: どうだった? 怖かったですよ!

映像では、幽霊のような女性が出てきたけど、交通事故という悪魔が画面の向こうから、あなたを見ているよ。だから、ながら運転は、絶対にやめてね!



自転車を運転するときは、携帯電話・スマートフォン等を使って通話したり、表示された画像を注視することが禁止されています。

携帯電話・スマートフォン等を使用して、実際に事故を起こしたり、歩行者の通行を妨害したりするなどして、実際に交通の危険を生じさせたときは、携帯電話使用等（交通の危険）として、1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金が科せられます。

また、手に保持して通話したときや、手に保持して画面を注視したときも、携帯電話使用等（保持）（反則行為）として、反則金（1万2,000円）の対象となります。

これは自転車の反則金の中で最も高額となっています。



※ 今回、使用した映像は、兵庫県の協力のもと学校法人コンピュータ総合学園神戸電子専門学校グラフィックデザイン学科、動画プロモーションコースの学生による製作です。

自転車の代表的な危険な違反をテーマに、印象に残る映画ジャンルの世界観で表現してもらいました。

記憶に残る注意喚起として、啓発できればと考えています。

企画・制作 学校法人コンピュータ学園  
神戸電子専門学校

制作協力 株式会社オージーケーカブト

監修 兵庫県・一般財団法人兵庫県交通安全協会



# 映像で知ろう!

## 自転車の危険な違反!

- 逆走! (左側通行の原則)
- 信号無視!
- 並進禁止!
- 指定場所一時不停止!
- 携帯電話使用! (ながら運転)

一般財団法人兵庫県交通安全協会



Podcastはこちらから!

# P1 逆走！（左側通行の原則）



Q：自転車は、左側通行が原則というのは分かるけど、右側を逆走した場合、なぜ危険なのか教えてくれる？

A：はい。分かりました。

まずは、学校法人コンピューター総合学園神戸電子専門学校の生徒さんたちが作った、映像を見てくれるかな。下の、QRコードを読み取ると、 유튜브 から、映像を見ることができるよ！



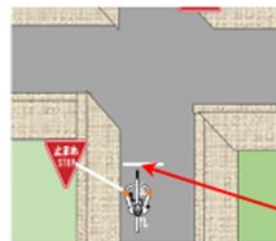
A：どうだった？

倒れた自転車の現場を捜査する刑事さん。「被害者は右側を走っていた。」と若い刑事。ベテラン刑事が「左に生きる！それが正義だ」と忠告をしてくれています。交通ルールは、この街の正義なのね。すなわち、左側を走っていればこの被害者は、助かったということ。衝撃的で、分かりやすい映像でしたねでは、逆走は、なぜ危険なのか解説するね。

① 駐車車両等の障害物があるときや、見通しの悪いカーブで、対向車から自転車が見えず、正面衝突する危険性があります。



一時停止のある交差点では、停止線があるときはその直前で、停止線がなければ交差点の直前で一時停止しなければなりません。これに違反すると、指定場所一時不停止等（反則行為）として、反則金（5,000円）の対象となります。



停止位置は停止線の直前

停止位置



停止線がなければ、交差点の直前で停止

## 携帯電話使用の禁止！（ながら運転）



Q：自転車に乗っている時も、友達からの連絡があったら、つついスマホを見てしまうんだよね。事故しないようにするので、少しの時間なら大丈夫だよ。

A：大丈夫じゃないわよ。とても危険！だから、この映像を、見て！





Q: えっ? 「やむを得ないと認められるとき」って、いったいどういうときなんだ? 分からないよ!



A: そうだね。少し分かりにくいよね。

例えば、道路工事や連続した駐車車両があるために、車道の左側を通行することが難しいときや、著しく自動車の交通量が多いとか、車道の幅が狭いなど、車道を通行することで、事故の危険がある場合を言うの。でも、歩道では、歩行者優先だからね、歩行者の安全を守ってね。



**信号無視!**

Q: 信号無視は危険なのは分かるけど、自転車は、歩行者用信号機と車両用信号機、どちらを守ればいいの?

A: はい。今度は、私が、教えるね。

まずは、この映像を見て!  
次の、QRコードをチェックしてね!



A: 映像のように、信号機は、間に合うか、間に合わないかではありません。

スピードを出して通り抜けるゲームではないのです。では、信号に関するルールについて次に説明するね。



① 自転車は、車道を通行するときは「車両用信号機」、横断歩道を通行するときは「歩行者用信号機」に従います。

また、「車両用信号機」が黄色の場合は、安全に止まれないときを除いて、停止位置を超えて進行してはいけません。

映像のように、スピードを出して、交差点に進入しないでね!

※ ただし、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の表示がある場合は、自転車が車道を通行するときであっても、歩行者用信号機に従ってください。



車両用信号



歩行者用信号



「歩行者・自転車専用」

② 信号無視は、反則行為です。違反すると反則金(6,000円)の対象となります。

**並進禁止!**



Q: 学校の帰り、友達と話しながら、並んで帰っているけど、あれって、違反になるの?

A: はい。自転車は、並進してはいけません。これに違反すると、並進禁止違反(反則行為)として、反則金(3,000円)の対象となります。

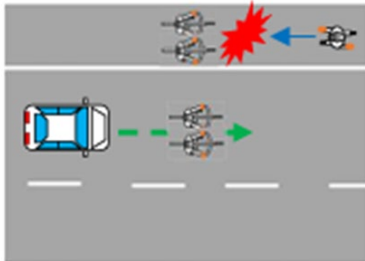


恋愛は良いけど 並進はあかん



Q：並進が駄目なのは分かりました！でも、なぜ、危険なのか、具体的に教えてくれるかい？

並進は、自動車や歩行者を巻き込んだ事故に発展するおそれがあるほか、自動車や歩行者が通行するスペースが狭くなり、他の自動車や歩行者の通行に支障を及ぼすおそれがあります。



A：並進走行は、自動車や歩行者に迷惑になるよね。事故を起こす危険な行為なので、やめましょうね。



### 指定場所一時不停止！

Q：「とまれ！」の標識、自転車も守らないといけないのね。でも、停止線がないところは、どこで止まればいいの？

A：そうだね。自転車も車両ですから、標識を守ってね。停止線がない所もあるので、説明するね。その前に、まずは、この映像を見て！



A：まるで西部劇のように、「止まるか、進むか」なんてやっていますが、標識のある所は、必ず、止まってくださいね！

② 自転車が車道の右側を通行していると、交差点で自転車が自動車の左方から飛び出してきたときに、自動車の発見が遅れ、ブレーキをかける余裕がなく大変危険です。



A：そうだよね。上のような危険があるから、自転車は、基本的には、道路の左側端に寄って通行しなければならないんだよ。

自転車の右側通行は、逆走となり、通行区分違反（反則行為）として、反則金（6,000円）の対象となります。



A：そうね。

自転車は、車道の中央（中央線があるときは、中央線）から左側の部分を、左端に沿って通行してくださいね。でもね、左の標識や標示がある場合などで、歩道が通行できる場合があります。次に説明するね。



A：歩道を通行できる場合を教えるね。

- ① 道路標識・道路標示で歩道を通行することができる
- とされているとき
- ② 13歳未満の方若しくは70歳以上の方又は一定の身体の障害を有する方が運転するとき
- ③ 車道又は交通の状況に照らして、自転車の通行の安全を確保するため自転車が歩道を通行することが やむを得ないと認められるときだよ。

